

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
人員輸送役務	FS-Z220001	
	防衛大臣承認	平成 年 月 日
	作成	平成29年 2月 1日
	変更	平成 年 月 日
	作成部隊等名	富士学校管理部輸送課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊富士駐屯地における人員輸送役務（以下，“役務”）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）

2 役務に関する要求

2.1 役務品目

役務品目は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 管理条件

2.2.1 数量・期間・輸送区間・配車時刻・配車場所

数量、期間、輸送区間、配車時刻及び配車場所については、調達要領指定書によって指定する。

2.2.2 各種事故発生時の処置

本役務実施中に発生した各種事故については、契約の相手方が責任を持って速やかに復旧の処置を講じ、また損害を負担するものとする。乗客に対する損害補償も同様とする。

3 その他の指示

3.1 提出書類

提出書類などは、調達要領指定書によって指定する。

3.2 その他の必要事項

その他の必要事項は、調達要領指定書によって示すものとする。

3.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	4KNK1A00115
	調達要求年月日	令和6年4月12日
	作成部課	富士学校管理部
	作成年月日	令和6年4月12日

品名 人員輸送役務

仕様書番号 FS-Z220001

指定事項：

2.1 役務品目

役務品目は、50人乗り正座、観光バスタイプとする。

2.2.1 数量、期間、輸送区間、配車時刻、配車場所

数量、期間、輸送区間、配車時刻及び配車場所については、表1による。

表1-数量、期間、輸送区間、配車時刻、配車場所

数量	期間	使用場所（運行区間）	配車時刻 及び 配車場所
2	22日	富士学校～三島・御殿場駅～宿泊施設～富士学校（1往復） 富士学校～宿泊施設～富士学校（1往復）	1130 富士駐屯地
	23日	富士学校～宿泊施設～富士学校（朝・夜1往復） 富士学校～東富士演習場～富士学校（2往復）	0700 富士駐屯地
	24日	富士学校～宿泊施設～三島・御殿場駅～富士学校（1往復）	0730 富士駐屯地
	25日	富士学校～三島・御殿場駅～宿泊施設～富士学校（1往復） 富士学校～宿泊施設～富士学校（1往復）	1130 富士駐屯地
	26日	富士学校～宿泊施設～富士学校（朝・夜1往復） 富士学校～東富士演習場～富士学校（2往復）	0700 富士駐屯地
	27日	富士学校～宿泊施設～三島・御殿場駅～富士学校（1往復）	0730 富士駐屯地

※ 富士駐屯地から三島・御殿場駅間及び宿泊施設への人員輸送、富士駐屯地から東富士演習場までの移動の細部について、じ後調整する。

3.1. 提出書類

提出書類は表 2 による。

表 2 - 提出書類

番号	書類名	部数	提出先
1	役務完了届	1 部	検査官
2	返品書・材料等使用明細書	1 部	分任物品管理官
3	受領書	1 部	分任物品管理官

3.2 その他の必要事項

a) 装備品

法令等に携行を定められているものとする。

b) 責任

契約の相手方は、車両の運行に関する責任を負うものとする。

c) 安全管理

契約の相手方は、バスの運行に際し交通法規の遵守及び輸送の安全確保、適切な車両運行管理、整備等に万全の措置と注意を期するものとする。

d) その他

1) 指示

契約の相手方は、バスの運行に際し官側の指示に従うものとし、本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

2) 費用

契約の相手方は、バスの運行に伴う燃料、運転手の昼食代、宿泊代その他故障が発生した場合に要した費用等を負担するものとする。

3) 検査

契約の相手方は、本役務完了後に役務完了届を官側に提出し、検査を受けるものとする。